

川崎市立看護大学における研究活動に係る行動規範

令和4年4月1日 制定

研究活動とは、先人の業績を踏まえ、自分自身の成し得た結果から新たな知見を創造し、知の体系を構成していく行為であり、社会の信託と負託を得て、主体的かつ自律的に研究を進めることが求められている。研究活動における不正行為は、科学者全体の信頼を大きく損なうおそれがあるとともに、正義と誠実さに基づく科学の発展を阻害し、社会的信頼を著しく傷つけるものであり、許されるものではない。

このような基本的認識のもとに、川崎市立看護大学における研究活動に係る行動規範を定める。なお、この行動規範において研究者とは、本学の教員ほか、本学で研究活動に従事する学生や研究生等をいう。

(研究者等の基本的責任)

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の姿勢)

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(説明と公開)

- 3 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

- 4 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、関係法令やルールを遵守するとともに、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績に認知を得るとともに責任を負わなければならない。

(資料及びデータの適正管理)

- 5 研究者は、研究活動において得た資料及びデータの厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、加担しない。また、当該資料及びデータは、当該研究活動の成果発表後10年間保存するものとし、本学の所属を離れた後も適正に保存しなければならない。

(研究費の適正使用)

- 6 研究者は、学外からの助成金も含めた研究費の使用について、助成者の使用条件はもとより、関係法令、川崎市関係例規、並びに本学規則、規程等を遵守し、決して研究費を不正に使用しない。

(研究環境の整備及び教育啓発)

- 7 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力を得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 8 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 9 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極

的に参加する。

(差別の排除)

- 10 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種・ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 11 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、国の指針を遵守するとともに、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究を支援する者の責任)

- 12 事務職員等は、大学の研究活動の特性等の理解に基づき、専門的知識・能力をもって研究活動を支援し、また研究費の適正な執行を確保する。